一般社団法人三重県トラック協会

定期発送のご案内

令和8年1月

CONTENTS

◆ 新年のご挨拶 ・・・ 1

1. 講習会、セミナー、イベント

1.1 運行管理者 基礎講習・一般講習のご案内 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
1.2 運行管理者 一般・基礎講習 オンライン講習 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
1.3 整備管理者 選任 研修 開催案内 ・・ 3
1.4 整備管理者 選任後 研修のオンライン講習スタート ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
1.5 初任運転者指導教育 集合型講習会について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
1.6 初任運転者指導教育 e ラーニング（オンライン学習） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
1.7 「なぜ同じ事故が起きるのか？」から考える事故防止セミナー ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
1.8 標準的な運賃を活用した原価計算セミナー ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

2. 協会からのお知らせ

2.1 事故防止ステッカー・飲酒運転防止チラシを配布いたします ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
2.2 指導教育教材テーマ「飲酒運転を撲滅」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
2.3 2025 年度安全性優良事業所(Gマーク)の申請 評価の結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
2.4 年末年始安全総点検 （報告の提出が必要です） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
2.5 36協定書式について 2月封入します ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
2.6 全日本トラック協会優秀運転者顕彰（金・銀十字章） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
2.7 チャレンジ123実施結果 ＊200daysはあと少し1／16まで ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
2.8 新規入会会員様のご紹介 ・・・ 9
2.9 会員の所在地・名称変更等 ・・・ 9

3. 助成金のお知らせ

3.1 三重県貨物自動車運送事業者 燃料高騰対策支援金について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
3.2 令和7年度助成金申請受付中 申請期限にご注意ください ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

巻末 トラック物流問題解決に向けたオンライン説明会【第30回】
運行管理の高度化に対する支援 申請受付期間の延長決定！！

令和八年 元旦

新年のご挨拶

一般社団法人三重県トラック協会
会長 小林 俊二

新年あけましておめでとうございます。
令和八年の新春を迎えるにあたり、謹んでご挨拶を申し上げます。
会員事業者の皆様には、平素より当協会の事業運営に対し、格別のご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、昨年は第 104 代内閣総理大臣に高市早苗氏が選出され、日本憲政史上初となる女性の総理大臣が誕生し、更には 26 年間続いた自公の枠組みが解消されたことにより、新たな枠組みとして自民・維新の連立政権が誕生するなど、国を取り巻く社会・経済環境が大きく変化する激動の年となりましたが、我々物流業界にとりましても、燃料価格の高騰、深刻化する人手不足、働き方改革への対応など、依然として厳しい一年となりました。
そうした状況下においても、会員各位におかれましては、地域物流を支える使命感のもと、日々安全・安定輸送に尽力されていることに深い敬意を表する次第であります。

今や物流は単なる一産業ではなく、国民生活と産業活動を支えるための無くてはならない重要な社会インフラであり、その役割の重要性が認識されているところでございますが、近年のトラック業界はいわゆる 2024 年問題に直面しており、持続可能な物流の構築のためにも物流の効率化や労働環境の改善など中長期的な取組が求められているところでございます。

そこで、三重県トラック協会では、取引環境の改善や適正運賃収受に向けた取組み、また深刻なドライバー不足等に対応した人材確保サポートや物流 DX、SDGs 等に積極的に取り組んでおり、令和八年度には更に実りあるものにしていきたいと考えております。

また、国土交通省では、貨物自動車運送事業者の取引環境の適正化を図るため、一昨年には物流効率化法と貨物自動車運送事業法を改正し(物流改正法)、商慣行の見直し、労働環境の改善、物流の効率化を目的として、荷主・物流事業者・関係事業者が物流効率化のために取り組むべき措置の義務化が図られました。更に昨年6月には、トラック適正化二法が制定され、持続可能な物流の構築のためのトラックドライバーの適切な賃金確保とトラック業界の質の向上を目的として、運送委託次数の制限、トラック運送事業の許可の更新制の導入、適正原価を下回る運賃・料金の制限が規定されることとなり、現在施行に向け準備が進められております。

これらの法改正は、単なる規制の強化ではなく、事業の健全化と産業の持続的発展に繋げていくための重要な転機と捉えることができ、業界が長年抱えてきた構造的課題の解決に繋がることが期待されております。トラック協会では、会員事業者の皆様にこの新たな制度を正しく理解いただき、円滑に対応いただけるよう、情報提供や支援体制の充実に尽力して参りたいと思っております。

また更には、国・県をはじめとする関係機関や荷主企業との連携を一層深めながら、安全対策の推進、人材確保・育成支援にも力を注ぎ、次世代に誇れるトラック運送業界の実現を目指して参る所存でございます。
結びに、本年が会員各位にとりまして実り多き一年となりますとともに、会員事業者の皆様方のますますのご発展とご健勝、ならびにご多幸を心よりご祈念申し上げ、年頭のご挨拶といたします。

◆ 運行管理者 基礎講習・一般講習のご案内

1-1. 一般講習

対象者：①運行管理者に選任されている方（2年度に1回）※年度は4月～翌年3月末
②今年度新たに運行管理者に選任された方 ※原則年度内に受講義務

日 程		場 所	実施機関
1/27	（火）	北部SC（四日市）	自動車事故対策機構
1/28	（水）	北部SC（四日市）	自動車事故対策機構
2/7	（土）	トラック協会研修センター（津）	ヤマト・スタッフ・サプライ㈱
2/8	（日）	伊賀SC	ヤマト・スタッフ・サプライ㈱
3/16	（月）	北部SC（四日市）	ヤマト・スタッフ・サプライ㈱
3/28	（土）	松阪SC	ヤマト・スタッフ・サプライ㈱

1-2. 基礎講習

対象者：①運行管理の補助業務を行う場合（補助者に選任する場合）
②運行管理者試験を受験する方 ※受験資格は1年以上の実務経験又は基礎講習修了

日 程	場 所	実施機関
1/14（水）～1/16（金）	トラック協会研修センター（津）	ヤマト・スタッフ・サプライ㈱

2. 受講の申込み・予約状況の確認は各講習実施機関のホームページからお願いします。

（右記QRコードからも申し込み出来ます）

独立行政法人自動車事故対策機構 三重支所
お問合せTEL 059－350－5188
https://ks-yoyaku.nasva.go.jp/

ヤマト・スタッフ・サプライ㈱ お問合せTEL 052－228－9770
https://www.y-staff-supply.co.jp/
HOME ＞ サービス紹介 ＞ 安全教育支援サービス ＞ 運行管理者等指導講習（一般又は基礎）

◆ 運管管理者 一般・基礎講習 オンライン講習

従来の対面方式の講習に加え、自動車事故対策機構（ナスバ）、ヤマト・スタッフ・サプライ㈱ではeラーニング方式によるオンライン講習をおこなっております。PCやタブレットなどの端末を使用し、自宅や職場などで自由な時間に受講できます。

〔受講申込みから受講完了までの流れ〕

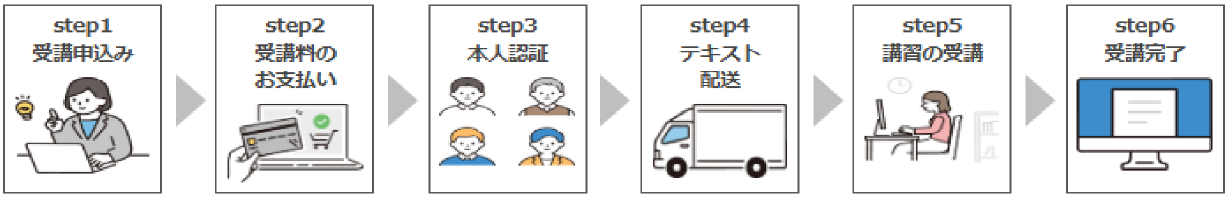

1.2025年度 講習日程 受講時間【一般講習：5時間、基礎講習：16時間】

実施機関	開催月	申込期間	受講期間
自動車事故対策機構	3月	1月 7日～ 2月 8日	3月 1日～30日

実施機関	開催月	講習可能期間
ﾔﾏﾄ・ｽﾀｯﾌ・ｻﾌﾟﾗｲ㈱	1月受付中	予約時に選択された、「受講開始日」より30日間受講可能

2. 受講の申込み ホームページから（右記QRコードからも申し込み出来ます）

自動車事故対策機構 指導講習グループ TEL 03-5608-7641
https://www.nasva.go.jp/fusegu/elearning_kojin.html
HOME ＞ 講習のご案内 ＞eラーニング（eナスバ）【運行管理者等指導講習】

ヤマト・スタッフ・サプライ㈱ TEL 052-228-9770
https://www.y-staff-supply.co.jp/
HOME ＞ サービス紹介 ＞ 安全教育支援サービス ＞ 運行管理者等指導講習
（オンライン講習一般又は基礎）

◆ 整備管理者　選任　研修　開催案内

1-1. 選任後研修　対象者：整備管理者に選任されている方（2年度に1回）　※年度は4月～翌年3月末

選任後研修専用申込先メールアドレス：cbt-mie-seikanato@ki.mlit.go.jp

日　程	場　所	申込受付期間
１月２３日（金）	北部SC（四日市）	R8/1/9～1/16 までにメールで申込書を送信

1-2. 選任前研修　対象者：整備管理者に選任する予定の方

※整備士資格の無い方を選任する場合は、選任前研修の受講と2年の点検整備経験が必要

選任前研修専用申込先メールアドレス：cbt-mie-seikanmae@ki.mlit.go.jp

日　程	場　所	申込受付期間
２月２５日（水）	北部SC（四日市）	R8/2/2～2/13 までにメールで申込書を送信

2. 日程・受講申込書　三重県トラック協会ホームページからダウンロード

https://santokyo.or.jp/members/unkoukanri_seibikanri/koshu/
三重県トラック協会HOME ＞ 会員の皆様へ ＞ 運行管理者・整備管理者 ＞ 整備管理者はこちら

3. 講習のお申し込み お問合せ先　三重運輸支局 整備・保安 TEL 059-234-8411

◆ 整備管理者　選任後 研修のオンライン講習スタート

令和７年度の整備管理者選任後研修を ｅラーニング形式 にて開催いたします。従来の対面研修と同等の効果が得られる内容となっており、会社や自宅など場所を選ばず受講できます。ぜひご受講ください。

※選任後 研修のみです。

最終受付
令和８年 **２月１２日**
まで

■ スケジュール（定員に達した時点で受付終了となります）

開催期間：令和７年１０月１日 ～ 令和８年２月１５日
※期間内であれば２４時間受講可能

■ 研修内容（研修時間：３時間程度）

・音声付きスライドの視聴（全７章）
・理解度確認テストの実施

■ 受講に必要なもの

・カメラ付き PC またはスマートフォン
・本人確認書類（運転免許証またはマイナンバーカード）

■ 修了後の対応

・全課程修了後、修了証をダウンロードしてください。

■ 受講の申込み

三重県トラック協会ホームページから申込みフォームへ

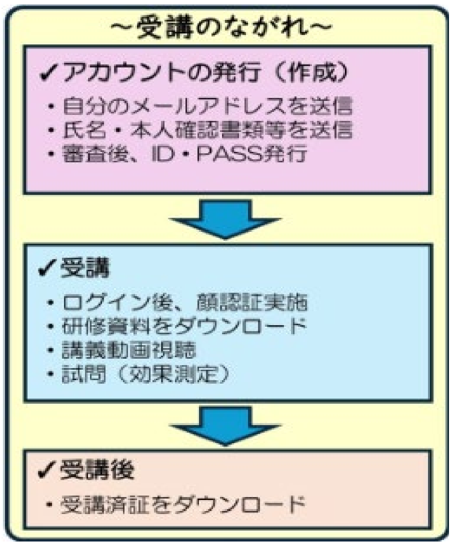

https://santokyo.or.jp/members/unkoukanri_seibikanri/
三重県トラック協会HOME ＞ 会員の皆様へ ＞ 運行管理者・整備管理者 ＞ 整備管理者オンライン受講はこちら

右記QRコードからも申込み可能です

◆　初任運転者指導教育 集合型講習会　について

新たに雇い入れた運転者に対する指導教育時間は15時間が法令で求められています。
そのうちの12時間分の初任運転者特別指導講習です。講習は2日間です。

初任運転者がお見えでしたらこの機会に受講をお勧めします。　　　◆受講料　**無料**

◆日程　令和8年 **2**月 **18**日（水）・**19**日（木） **9:00** ～16:00　＜2日間講習＞

◇場所　　2月　18日　**三重県トラック協会　本部**　　　津市栄町1丁目941
　　　　　2月　19日　**三重県交通安全研修センター**　　津市垂水2566（三重県運転免許センター内）

※申込は先月の定期発送物の別紙をご覧頂くか、もしくはHPをご確認ください。

集合型でなくパソコンを使っての初任教育はこちら↓

◆　初任運転者指導教育　eラーニング（オンライン学習）

初任運転者に義務付けられている特別指導15時間のうち12時間をパソコン・タブレットで学習します。三ト協会員の**受講は無料**。日程ごとに定員がありますので、お早めにお申し込み下さい。

15時間のうち12時間をパソコン・タブレットで
・・・残り3時間を実車で指導教育（積込み、固縛など）※
いつでもどこでも自由な時間に
・・・受講開始から5日間以内であれば OK。時間を有効活用
受講修了証、教育記録簿もメールで届く
・・・受講後、修了証と監査に必要な教育記録簿が届きます

※**残りの3時間教育**について
各社で別途「日常点検」「死角内輪差制動距離など車両特性」「積載、固縛」について**車両を使用した3時間の指導教育が必要**です。教育資料等必要な場合はトラック協会までご相談ください。

受講の申込みは三重県トラック協会ホームページから（右記 QR コードからも申し込み出来ます）

三重県トラック協会 HP ＞ 会員の皆様へ ＞ 初任運転者指導教育eラーニング
お問合せ（業務部）TEL 059-227-6767

◆　「なぜ同じ事故が起きるのか？」から考える事故防止セミナー

運送事業者の事故で多発している「交差点事故」「追突事故」の防止を中心テーマとした事故防止研修会です。事故内容の傾向とその防止対策をわかりやすく解説します。

日　時 ： 令和８年**2**月**20**日(金)　**13:30～16:30**
会　場 ： 三重県トラック会館（津市栄町１丁目 941 TEL：059-227-6767）
講　師 ： SOMPO リスクマネジメント(株)　柿野　拓志　氏
申込締切 ： 令和８年2月6日(金)　定員50名となっております。
　　　　定員になり次第締め切らせて頂きますので、あらかじめご了承ください。
　　　　※お申込は別紙をご覧下さい

G マーク加点対象セミナー

◆ 標準的な運賃を活用した原価計算セミナー

自社の原価計算を反映した運賃算出＋標準的な運賃の活用
ならびに荷主交渉までを考えるセミナー

日 時:令和８年**1**月**29**日(木)･**30**日(金) ２日間コース　10:00～16:30
会場:**三重県トラック会館 5F 研修室**
　　　津市栄町１丁目 941　TEL：059-227-6767
講師:近代経営システム研究所 **森高 弘純** 氏
申込締切:令和８年１月 20 日(火)

セミナー内容	
１日目 ～基礎から応用～	**２日目 ～応用と実践～**
･運賃の基礎 ･運賃計算シートの活用 ･個建運賃の算出と見直し ･原価計算の基本演習 ･自社原価に基づく運賃表、積込･取卸作業料、付帯作業料、待機時間料の計算	･荷主申し入れと交渉 ･実際にデータを使用して行う実習

セミナー内の実習で自社データ等を入力の際に PC を使用致します。
参加希望の方は Excel 等に対応した Wi-Fi 接続可能な PC 等をお持ちください。

12 月の定期発送に申込書を同封しております。
既に出席連絡をしていただいている方の返信は不要です。
お問い合わせ　業務部　TEL：059-227-6767

◆ 事故防止ステッカー･飲酒運転防止チラシを配布いたします

　令和3年5月に策定した事業用自動車総合安全プラン2025中部ブロック取組計画において、事故防止セミナーをはじめとする事故防止に資する情報の発信事業を拡充する一環として国土交通省 中部運輸局で事故防止ステッカーが作成されましたので、会員事業者の皆様に配布させていただきます。
　自社でバック事故防止のための標語を記載いただき事務所等の従業員の方が目につく場所に貼って活用いただくようお願いします。

　また、中部管内の自動車運送事業者における飲酒運転件数が、11月末現在で6件と、令和6年よりも多い状況となっていることから、中部運輸局作成の飲酒運転防止啓発チラシも同封させていただきます。

◆ 指導教育教材　テーマ「飲酒運転を撲滅」

飲酒運転は絶対にしない、させない

ドライバーはお酒を飲んだら絶対に運転をしてはいけません。新年会シーズンになりお酒を飲む機会が増えている事はないですか？　乗務前は 前日から飲酒は控えているはずのトラックドライバー。にもかかわらず … 残念ですが、事業用トラックによる飲酒事故が毎年全国各地で発生しています。

あらためて**飲酒運転撲滅**を誓いましょう。

乗務の際には、重要な安全管理の一つであるアルコール検知器によるチェックを徹底してください。

さらに チェックだけでなく、

- **ドライバーに対する定期的な飲酒関連の教育は、繰返し行って下さい**
- **また、アルコール検知器が適切に活用されているかどうかを実際に確認しましょう**

アルコール検知器の導入だけでは、飲酒運転防止にはなりません！

◇乗務前点呼、乗務後点呼における【飲酒/酒気帯びの有無】は、目視で確認。さらに、必ずアルコール検知器を用いて確認を行って下さい。

※遠隔地との電話点呼の際は、聞き取り確認を忘れずに行って下さい

点呼記録簿には 飲酒／酒気帯びの有無の確認記録を必ず残して下さい

飲酒運転を引き起こした場合、厳しい罰則があります。

飲酒運転に対する罰則

事故を起こさなくても違反だけで

（道路交通法）

酒酔い運転

- **5年以下の懲役 又は100万円以下の罰金**
- **違反点数35点**
  ＊免許取消し（3年間は免許が取得できない！）

酒気帯び運転

- **3年以下の懲役 又は50万円以下の罰金**

違反点数と行政処分

呼気１リットルにつき 0.25mg以上	25点	免許取消し（欠格期間２年）
呼気１リットルにつき 0.15mg以上0.25mg未満	13点	免許停止（90日）

＊上記の行政処分は、いずれも前歴が0回の場合です。

飲酒運転で人身事故を起こすと

（自動車運転死傷行為処罰法）

危険運転致死傷罪

- アルコールの影響により正常な運転ができない状態で人身事故を起こすと
  - 死亡事故 → 1年以上20年以下の懲役
  - 負傷事故 → 15年以下の懲役
- アルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態で人身事故を起こすと
  - 死亡事故 → 15年以下の懲役
  - 負傷事故 → 12年以下の懲役

※飲酒運転による死傷事故後に、さらに飲酒をしたり、その場を離れて酔いをさますなどの飲酒の程度をごまかす行為をすると「過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪」が適用され、12年以下の懲役となります。

過失運転致死傷罪

- 危険運転致死傷罪が適用されない場合でも、自動車の運転上必要な注意を怠り、人を死傷させると

７年以下の懲役もしくは禁錮 又は100万円以下の罰金

（全日本トラック協会「飲酒運転防止対策マニュアル」から抜粋）

◆　2025年度　安全性優良事業所（Gマーク）の申請　評価の結果

運送事業者の安全性向上への取組みを評価して公表する
「貨物自動車運送事業安全性評価　Gマーク」

　利用者が、より安全性の高い事業者を選びやすくするとともに、事業者の皆様全体の安全性の向上に対する意識を高めていただくための認定制度です。

全日本トラック協会は、貨物自動車運送事業の交通安全対策などに関する事業所単位での取り組みを評価し、一定の基準をクリアした事業所を「安全性優良事業所」（Gマーク事業所）として認定する「2025年度貨物自動車運送事業安全性評価事業」（Gマーク制度）の評価結果を公表しました。
新規と更新を含めた申請事業所7,504事業所のうち、7,223事業所が認定されました。
三重県では、新規・更新を合わせて申請事業所125事業所のうち121事業所が認定されました。

	新規	初更	2更	3更	4更	5更	6更	合計
申請	18	15	22	27	24	19	0	125
認定	15	14	22	27	24	19	0	121

認定された安全性優良事業所は全日本トラック協会のホームページでご確認いただけます。

◆　年末年始安全総点検　（報告の提出が必要です）

年末年始は輸送量が増大するため、ひとたび事故が発生すると大きな被害が予想されます。
自主点検を通じて　輸送の安全確保に対する意識を高めていただくため、年末年始の安全総点検を実施して下さい。国土交通省は下記の期間を実施期間と定めています。

年末年始安全総点検表
先月発送に別紙で同封しています。
各社におかれましては、点検表に記載の点検事項にて自主点検を実施していただきますようお願いします。
なお、実施した記録を記載した　年末年始安全総点検表は国土交通省あてに提出が必要です。
トラック協会でとりまとめ提出しますので1／15までに FAX いただきますようお願いします。

期　間　12月10日（水）　～　令和8年　1月10日（土）

提出期限
令和８年１月15日

送付先　提出はトラック協会へ FAXで　059-225-2095

◆ 36協定書式について　2月封入します

36協定の書式　は2月の郵送案内物に封入致します。

36協定の書式につきましては、三重県トラック協会として令和8年1月の定期発送物にて送付を予定しておりましたが、内容を精査し、より使いやすい様式とするため現在改良を行っております。つきましては、2月の定期発送物の記事に添付させていただく予定をしておりますので、今しばらくお待ちくださいますようお願いいたします。

なお、協会ホームページよりダウンロードできる36協定の書式につきましては、現時点でも問題なくご使用いただけます。また、郵送による書式の送付も可能ですので、ご希望の際は三重県トラック協会 業務部までご連絡ください。
三重県トラック協会業務部　TEL 059-227-6767

厚生労働省36協定について URL ↓
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudoukijunkankei.html

◆全日本トラック協会優秀運転者顕彰（金・銀十字章）

7月に推薦いただきました「全日本トラック協会優秀運転者顕彰」の受章者が、去る12月4日開催の全日本トラック協会の理事会にて承認され決定いたしました。

1月中旬に表彰状とバッジをお送りします。

◆チャレンジ123実施結果　＊200daysはあと少し1/16まで

三重県主催の互いに安全運転を呼び掛けながら123日間無事故・無違反に挑戦する「チャレンジ123」が終了しました。

トラック協会は交通安全対策事業の一環で、参加費の一部を助成し達成チームには副賞としてQUOカードと賞状を贈呈しています。

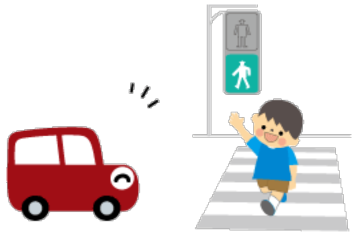

また、達成したチームには、実施主体である三重県チャレンジ実行委員会から、旅行券等豪華賞品が抽選で当たるチャンスがあります。

	参加	達成	達成率	昨年度
三重県全体	9，473	9，020	95.2%	94.8%

【抽選会】
日時：2/24（火）10:30～
※チャレンジ実行委員及び立会人のみで実施

★当選チームは県のホームページに掲載されます★
https://www.pref.mie.lg.jp/SEIKOTU/HP/85891046959.htm

※三重県トラック協会からの 達成チーム記念品【QUOカードと賞状】
【申込期限】 **2月6日（金）** までに **FAXか郵送** でお申し込み下さい。
申込用紙は1月中旬ごろFAXでお送りします。

◆ 新規入会会員様のご紹介

会員名	㈱南栄運輸	TEL	0594-49-5515
支部	桑員支部	FAX	0594-49-5516
所在地	〒511-1113 桑名市長島町押付90-7	規模	6両4名

会員名	㈱池田運送 三重支店	TEL	0598-30-4800
支部	松阪支部	FAX	0598-30-4801
所在地	〒515-0031 松阪市大津町721-1	規模	6両10名

◆ 会員の所在地・名称変更等

名簿P	支部	会員名	変更内容
P15	鈴鹿	㈱KINGS FENIX EXPRESS	住所/ 〒513-0013 鈴鹿市国分町458-3
P47	津	㈱SDSライン	TEL/ 059-268-3434
P51	津	高木運送㈲	FAX/ 059-235-2680
P51	津	㈱トシエンジニアリング	TEL/ 0595-97-3090 FAX/ 0595-97-3093
P53	津	菱津運送㈱	代表者/ 秋山 さなみ
P56	津	㈱アシスト三重	TEL/ 0598-50-5050 FAX/ 0598-31-2403
P61	松阪	大酪サービス㈱	退会
P76	伊賀	司関西㈱	住所/ 〒518-0034 伊賀市大内2014-1

◆三重県貨物自動車運送事業者 燃料高騰対策支援金について

三重県は、燃料価格高騰の影響を直接受け、燃料の大幅な節約や運賃への価格転嫁が十分には進んでいない状況にある県内の貨物自動車運送事業者に対し、燃料価格の高騰分の影響を緩和するため、貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金を設けています。

対象事業者及び対象車両　令和7年12月1日時点において

① 三重県内に使用本拠を置き、車検が有効な事業用自動車であること。
② 被けん引自動車及び三輪以下の自動車でないこと。
③ 三重県内に事業所をおく※中小企業者・小規模事業者の運送事業者であること。
（資本金の額または出資金が 3 億円以下または常時使用する従業員が 300 人以下の会社及び個人事業主）

支援金額　**普通車(特種を含む)**　**1台につき　9,000円**
小型車／軽自動車　**1台につき　2,000円**

・支援金対象の会員様には、ご案内と11月末の保有車両明細を記載した申請書を既にFAXでお送りしております。
・お手元に届いていない場合、紛失等でお持ちでない場合は必ずトラック協会までお問合せ下さい。
・法人の履歴事項全部証明書の写しの添付は不要になりました。
・現在申請受付中です。お早めに申請をご提出ください。

申請期限　令和8年2月20日(金)

・郵送受付のみとなります。
・レターパック等追跡可能な方法で郵送して下さい。

◆令和7年度助成金申請受付中　申請期限にご注意ください

申請期限：起算日より3ヶ月以内　最終締切日：令和8年3月31日（必着）

助成金対象期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

> 令和7年4月～9月分の申請は**受付を終了**しています。
> 令和7年10月以降のものは**3ヶ月以内に申請**してください。

●申請締切りは「 起算日 」（支払日・車検証等の日付）から『 3ヶ月後の同じ日 』とします。
①申請は起算日（下記表）から3ヶ月以内に提出してください。3ヶ月後の同日を申請期限とします。
②郵送での提出は『 締切日の消印有効 』です。但し、土・日・祝日の場合は、翌日まで受付します。
③直接持参の場合、土・日・祝日などトラック協会の休業日が締切日となる場合は、翌営業日まで受付をします。但し、最終締切日（令和8年3月31日）に限り申請書は必着とします。

●それぞれの助成金予算が満了した時点で申請受付を終了します。
①最終締切日の令和8年3月31日までに締切りとなる場合があります。あらかじめご了承ください。
FAXでの受付不可です。実行後、すみやかに必要書類をそろえて、協会窓口へ提出してください。
②書類不備の場合、受付ができません。

令和7年12月26日現在

集計の都度更新しておりますが、実際の受付状況とは異なる場合がございます。
装置等の購入前には、必ずお電話等で助成事業の進捗状況を確認して下さい。

	助成名	上限額	実績額	予算額	実施率	残 額
環境対策	低公害車（ﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞ/CNG（改造含む）		193,000	16,700,000	44%	9,434,000
	環境対応型規制適合車	8万	5,600,000			
	蓄熱マット・電気毛布	5千	5,000			
	クーラー・ヒーター	6万	1,468,000			
交通対策	EMS機器（デジタコ）	5万	14,100,000	63,300,000	39%	38,624,000
	安全装置（バックカメラ等）	3万	6,985,000			
	点呼支援機器（自動・遠隔）	15万/7万5千	3,591,000			
	睡眠時無呼吸症候群（SAS）	3,800	1,782,000	27,000,000	65%	9,406,000
	脳ドック・心臓ドック検査	1万	1,009,000			
	健康診断	3千	14,803,000			
融資・資格	信用保証料	40万	3,950,000	36,700,000	63%	13,509,100
	運転資金等一部利子補給	40万	7,844,000			
	上位運転免許取得（大型・中型免許等）	8万/5万等	9,623,000			
	安全衛生法等関係資格取得（ﾘﾌﾄ・玉掛け等）	5千	839,900			
	ISO14001,9001,39001	5万	500,000			
	ｸﾞﾘｰﾝ経営	3万	404,000			
	働きやすい職場認証制度	5万/3万/2万	30,000			

国土交通省 中部運輸局からのお知らせ

国土交通省トラック・物流荷主特別対策室主催

トラック物流問題解決に向けた オンライン説明会【第30回】開催

次回開催日時：令和8年1月23日(金)

10:00～,15:00～(午前・午後の同日２回開催)

事前アンケートを実施しています

【主な質問】（荷主に対して）トラックドライバーに要請している作業内容、依頼する理由
（トラック事業者に対して）今収受している運賃は標準的運賃の何割？
※参加される前にアンケートに是非ご協力ください！

直接参加用
二次元コード

これまで約 10,500 人が視聴しています。

（令和５年8月１日から毎月1回実施）

（ご提供している情報（一部））

①参加者に対して実施した事前アンケート結果共有
②最近のトピック（各省報道発表資料より）
③関係者の問題意識共有
④改正物流法関係 質疑応答
⑤トラック事業者・荷主・その他関係者からの事例紹介

運賃交渉に活用いただける資料なども提供しています！

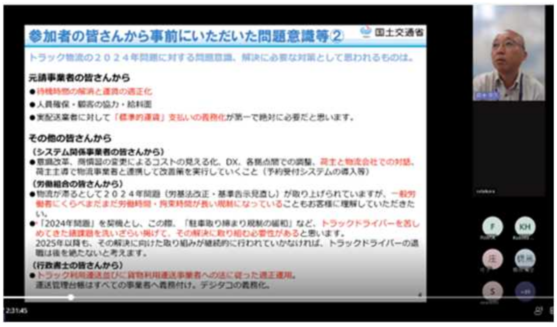

法改正の内容を詳しく説明

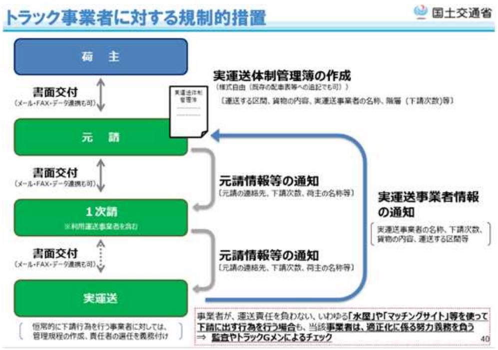

標準的運賃、運賃交渉情報提供

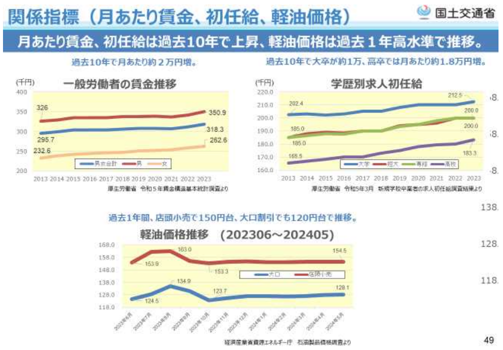

物流効率化参考情報提供

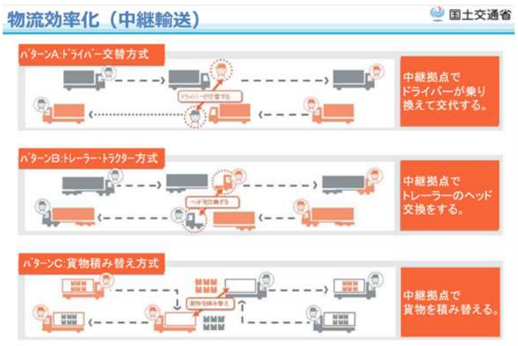

トラック事業者のほか、荷主・倉庫業者等を含む多くが参加のうえ評価！

(参加者コメント(一部))

トラック事業者	法改正のポイントは自身で探しに行く必要があるが、要約され説明される事で理解がしやすい。
倉　庫　業　者	登壇者説明後の主催者とのディスカッションは興味深くお聞きした。
発.着荷主事業者	トラックドライバーの業務範囲が理解できたため今後の運送会社との契約に反映させてもらいます。 物流課題への具体的な取り組みが把握でき、これからのリスクに対し、どう対処していかなければいけないかの方向性が見えてくる。

【Ｇメンからのお願い】 荷主等に関するお困りごとは、是非**目安箱**に投稿してください。

（例）”いつも荷待ちをさせられる”,”こんな作業までさせられている”,”運賃交渉に応じない”

目安箱
投稿用
二次元
ｺｰﾄﾞ

令和6年度補正予算 **被害者保護増進等事業費補助金**

更新版

自動車運送事業の安全総合対策事業
運行管理の高度化に対する支援

申請受付期間の延長決定!!

申請受付締切迫る!!

令和8年2月13日(金)17:00まで!

※先着順かつ、予算がなくなり次第終了いたします

運行管理の高度化に対する支援

詳しくはこちら▸

補助対象事業者
(1)一般貨物自動車運送事業者　(2)特定貨物自動車運送事業者 ※ただし、保有車両台数が10両未満の者であり、かつ、デジタル式運行記録計を導入していない自動車を事業の用に供している中小企業の事業者に限る
(3)リース事業者(上記貨物自動車運送事業者へ補助対象機器を貸し渡す者)

補助対象経費
(1)デジタル式運行記録計　(2)デジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダーの一体型(通信機能付一体型を含む)　上記(1),(2)に係る事務所用機器等

補助上限
最大**120**万円 ※ただし、通信機能付き一体型を含めて購入した場合。それ以外の場合は80万円。

購入時期 … 令和6年4月1日から令和8年2月13日までに購入・支払いまで終了していること
補助率 … 1/2

先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援

詳しくはこちら▸

補助対象事業者
(1)自動車運送事業者 ※一般貸切旅客自動車運送事業者にあっては、中小企業者以外も対象とする
(2)リース事業者(上記自動車運送事業者へ業務用自動車を貸渡す者)

補助対象経費
補助対象車両に搭載する車輪脱落予兆検知装置*に要する経費(後付けのものに限る)
*補助対象機器は国土交通省において決定

補助上限
1車両あたり**5**万円 ※ただし、貸切バス事業者のうち中小企業以外の場合。それ以外は3万3千円。

補助対象車両 … 車両総重量8トン以上のトラック、乗車定員30人以上のバス
購入時期 … 令和6年4月1日から令和8年2月13日までに購入・支払いまで終了していること
補助率 … 1/2、1/3*　*貸切バス事業者のうち中小企業以外の場合

PC、スマホ等でクリック!

詳しくは本補助金のホームページをご確認ください。 https://hogo-zoushin-r6h.jp/

ホームページに掲載されている公募要領や申請の手引き、よくある質問もご確認いただいたうえで、申請についてご不明点がございましたら令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金事務局までお問い合わせください。

03-4446-4346 受付時間 9:00~18:00 ※土曜・日曜・祝日、及び年末年始を除く

FAQ
よくある質問は
裏面へ →

事業の詳細は
表面へ →

自動車運送事業の安全総合対策事業

よくあるご質問

Q1. どのように申請したらよいですか？

A1. 本補助金のホームページの右上にある申請システムで申請していただけます。

Q2. 申請者は法人でなければいけないのでしょうか？

A2. 申請者は法人に限らず、個人でも対象事業を経営する方であれば申請が可能です。

Q3. 補助対象となる機器等を教えていただけますか？

A3. 先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援と運行管理の高度化に対する支援のいずれにおいても、本補助金ホームページの補助対象機器一覧に掲載されている機器のみが補助の対象となります。
詳しくは本補助金ホームページをご確認ください。

Q4. 既に購入している機器等でも補助対象となりますか？

A4. 既に購入している機器については、補助対象となる機器であっても期間の指定がございます。
詳しくは公募要領をご確認ください。

I-1 先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援	令和6年4月1日から令和8年2月13日までに購入・支払いまで終了していること
I-2 運行管理の高度化に対する支援	令和6年4月1日から令和8年2月13日までに購入・支払いまで終了していること

Q5. 他の補助を受けている場合、交付を受けることはできますか？

A5. 本事業と同目的のもと国が交付する他の補助金（国が特殊法人等を通じて交付する補助金を含む。）を受けた事業には、交付しません。

Q6. 予算状況によって期限前でも申請を締め切る可能性はありますか？（予算がなくなったら終了ですか？）

A6. 補助金申請額が予算額に達した場合、申請受付を締め切らせていただきます。
予算消化率は、本補助金ホームページで適宜公開しております。

Q7. 申請の受付期間を教えていただけますか？

A7. 支援策ごとに下記の期間となります。
ただし、予算上限に達し次第、交付申請受付を終了いたしますのでお気をつけください。

I-1 先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援	令和7年5月8日(木)10:00～令和8年2月13日(金)17:00
I-2 運行管理の高度化に対する支援	令和7年5月8日(木)10:00～令和8年2月13日(金)17:00

本補助金事業は、国土交通省より採択され同省監督のもとTOPPAN株式会社が事務局業務を運営しています。